

品川区選挙管理委員会の費用弁償に関する要綱

制定 平成27年10月27日委員会決定 要綱第1号
改正 令和3年3月23日委員会決定 要綱第1号

第1条 この要綱は、品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和43年品川区条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定による費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第5条第1項の経路および方法の認定の基準に関しては、区職員に支給する旅費の例による。

第3条 委員および補充員は、出会する場合には、あらかじめ費用弁償に係る経路届を品川区長に提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

出会費用の弁償に係る経路届

委員 氏名					
住所	品川区				
出会日	年 月 日				
経路		交通手段 (往復)	区 間	距離	片道運賃
	1		～	km	円
	2		～	km	円
	3		～	km	円
	4		～	km	円
	5		～	km	円
	6		～	km	円
	7		～	km	円
	8		～	km	円

合計額	円
-----	---

品川区長 様

次長	係員	係員